

資料 1

建築物その他工作物の解体等工事における 石綿事前調査の結果報告について

山梨県環境・エネルギー部 大気水質保全課

令和3年12月

建築物その他工作物の解体等工事に係る事前調査について

建築物その他工作物の解体等工事を行う場合、元請業者は解体等工事の前に石綿有無に係る調査を行わなければなりません。

- (1) 令和3年4月1日から、事前調査として「①設計図書等の書面調査」と「②目視調査」を行い、その結果を書面で発注者に説明することが義務づけられました。
※①と②の調査で石綿の有無がわからない場合は、分析をするか石綿ありと見なして対応する必要があります。
- (2) 令和4年4月1日から、一定規模以上の場合は事前調査の結果を工事の実施前に原則、WEBシステム（インターネット）で管轄の労働局と自治体に報告する必要があります。

今回はこの説明をします

事前調査報告システム（WEB）について①

WEBシステムで何を報告するの？

具体的な報告内容は

- ・ 誰が（**R5.10.1からは資格者**）
- ・ いつ
- ・ どのような調査を行ったのか（書面かつ目視、または分析等）
- ・ 調査の結果、石綿があるのか
- ・ 石綿がある場合、どこにあるのか

⇒ 後ほど**資料3**でWEBシステムの画面イメージで説明します。

事前調査報告システム（WEB報告）について②

WEBで報告することのメリットはたくさんあります。

< WEB報告のメリット >

- ①労働基準監督署と自治体への報告が1度の操作でできる。
- ②保存済み申請情報のよく使う項目（元請事業者情報等）をコピーして新規申請の作成ができる。
- ③自分の都合の良い時間に申請できる。・・・など

事前調査報告システム（WEB報告）について③

WEBシステムで報告するためには
まず何をしなければならないの？

まず「GビズID」を取得しなければなりません。

①WEB報告の流れは「GビズID取得」
⇒「システムでのWEB申請」

②「GビズID」は「プライム」と「エントリー」の
2種類があります。

資料2で「GビズIDエントリー」の取得方法を
説明します。難しい申請ではありません。

以下、資料2と3で説明をしますので、ご覧ください。

最後に

環境省と厚生労働省が

令和4年1月18日～2月18日まで、ユーザーテストを実施しますので、積極的なご参加をお願いします。

詳しくは本日配布したリーフレット「石綿事前調査結果報告システムの運用開始前にユーザーテストを実施します」をご確認ください。

ユーザーテスト <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

山梨県環境・エネルギー部 大気水質保全課

大気水質担当 担当者 塚田

電話：055-223-1510

E-mail：taiki-sui@pref.yamanashi.lg.jp